

平成28年第2回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月14日（火）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	舘泰之	産業課長	高橋宏典
町民課長	川原徹	福祉課長	外山昌彦
建設 下水道課長	小林章	病院事務長	吉田史明
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育課長	吉田英輔	農業委員会 委員長	金淵盛一
農業委員会 事務局局長	高橋宏典	選挙管理 委員会委員長	四木豊美
選挙管理 委員会局長	川村星彦	代表監査委員	吉田透
監査委員 事務局局長	川村政則		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 川村政則
主 査 井川静香

事務局次長 松橋紀幸

議 事 日 程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 3 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 3 号 平成27年度六戸町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 12 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 13 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 14 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 15 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 16 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 17 議案第 32 号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 33 号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 34 号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 35 号 平成28年度六戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 21 議案第 36 号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 2 2 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 3 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 4 追加提出議案の上程

日程第 2 5 議案第 3 9 号 財産の取得について

日程第 2 6 陳情第 1 号 安全・安心の医療・介護の意見書を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第 2 7 発議第 1 号 安全・安心の医療・介護を求める意見書提出について

会議録署名議員の氏名

5 番 高 坂 茂

6 番 下 田 敏 美

会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで、会議に入る前に、副町長から、きのうの種市議員への答弁について説明の申し出がありましたので、発言を許します。

副町長。

副町長（保土澤正教君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、きのうの種市議員の一般質問に対する私の答弁の言葉足らずの部分を補足説明いたします。

答弁の中で、旧学校施設である柳町小学校及び長谷小学校については、耐震診断をしていない旨をお話し申し上げ、避難所の指定をしていることについて、過去の大きな地震に耐えてきたことから避難所に指定されてきた経緯のお話を申し上げましたが、今後の対応につきましては触れておりませんでした。これでは、今後も何もしないまま引き続き避難所として指定を続けるとの誤解を受ける懸念があることから、補足説明をしたいと思います。

今後の対応としましては、旧学校施設の耐震診断の可否及び避難所としての利用の可否についてどのように考えていくのか、それとも避難所を別の施設に求めることが可能なのか等について、教育委員会も含めて地域住民とも協議しながら対応してまいりたいと考えています。ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（円子徳通君）

それでは、日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求をした者及び委任による出席者の氏名につきましては、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書の5ページから7ページにかけてになります。

本件は、平成28年1月19日、六戸町大字犬落瀬字下久保17番地1235付近において除雪作業中に除雪車が飛ばした雪の塊がぶつかり一般車両を破損させた事故で、この示談が成立し、平成28年4月1日に損害賠償の額35万3,600円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で、報告第1号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第3 報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

報告第2号 専決処分 of 報告についてご説明申し上げます。

8ページから10ページにかけてになります。

本件は、平成28年3月7日、町道金矢内山線において道路の穴ぼこに落ちたことにより一般車両をパンクさせたもので、この示談が成立し、平成28年4月15日に損害賠償の額3万4,354円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で、報告第2号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本君。

11番（山本 実君）

管理をしている町道の穴ぼこというふうなことで説明ありますけれども、具体的にどのような穴ぼこであったのか教えていただきたい。

議長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

お答え申し上げます。

横80センチ、縦1メートル、深さが10センチ程度であったと記録されております。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

11番、山本君。

1 1 番（山本 実君）

これは、町道を管理する町の管理不行き届きと申し上げましょうか、そのようなものであるのか、どのように考えているかお尋ねします。

議 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

ただいまの質問にお答えします。

この穴ぼこの件については、実は二、三日中に穴埋め工事を施工する予定でありました。ただ、事故発生が夜間でもあったんですけれども、その辺の安全対策がちょっと不十分だったのかなというふうには考えております。穴とか、そういうようなものがあつた場合は、速やかにちょっと対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

11番、山本君。

1 1 番（山本 実君）

この金額から見ますと、そう大きな事故ではないということは想定されるわけでありましてけれども、今後くれぐれも気をつけていただきたいと思います。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5 番、高坂君。

5 番（高坂 茂君）

山本議員と一緒になんですけれども、前もこのような事案があったというように記憶しております。それもやはり金矢の方面ということで、それと木材加工会社が材木運んでいる関係上、多分そういった関係もあって壊れやすいのかなと思って想像したりしております。そういったことをやはり我々見ている、どうも作業がおそいんじゃないかと私は思っております。地域の方からもそういうお話聞いたりしております。

ですから、80掛ける100掛ける10ぐらいであれば、夜間以外であればみんな避けるでしょうけれども、やはりふだんも、多分下水道課のほうでパトロールしていると思います、私も何回も見ているので。そういったところ、重点的に壊れたような箇所があるのであれば、早目に土のうなんかを積んでおいてすぐ修復するといったことを、対応を求めたいと思いますので、この席からお願いしておきたいと思います。

以上です。

議長（円子徳通君）

答弁を求めますか。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

パトロールは今後十分強化して、こちらで補修できるものは対応はしているんですけども、やはり大きくなるとどうしても個人のほうの依頼ということになりますので、その辺も見きわめながら対応していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第4 報告第3号 平成27年度六戸町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

報告第3号 平成27年度六戸町繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

11ページをごらんください。

平成27年度の六戸町繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

その内訳についてですが、12ページの計算書をごらんください。

2款総務費、1項総務管理費におきまして、ネットワーク強靱化対応改修事業で4,967万1,000円を翌年度に繰り越したほか合計で3件、総額1億1,307万3,000円を繰り越いたしました。

その財源内訳につきましては、一番下の合計をごらんください。既収入特定財源が4,490万2,000円、未収入特定財源として、国県支出金が585万円、地方債が580万円、そして一般財源が5,652万1,000円となっております。

以上で、報告第3号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 平成27年度六戸町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり平成28年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づいてこれを報告し、承認を求めるものになります。

今回の改正ですが、地方税法等の一部改正のほか、関連する法令や政省令等の一部改正が平成28年4月1日に施行されることに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するため条例を改正し、専決処分したのものになります。

議案書の13ページからになります。

改正する条例の主な改正点をご説明申し上げます。説明補足資料の1ページの新旧対照表のほうもご参照いただければと思います。

今回の改正は、第1条として、六戸町税条例の一部改正、39ページからの第2条が、平成26年9月議会で可決いただきました六戸町税条例の一部を改正する条例の一部改正、43ページからの第3条が、平成27年9月議会で可決いただきました六戸町税条例の一部を改正する条例の一部改正になります。

最初に、15ページからの第1条、六戸町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、18条の2の改正、こちらにつきましては、行政不服審査法全部改正の施行に伴い、「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものになります。

続いて、18条の3の改正は、平成29年4月より軽自動車税が環境性能割と種別割の二通りの課税となるため改正するものになります。この環境性能割というものの改正になりますが、従来の自動車取得税が廃止され、新たに町税として創設されるもので、環境性能に応じた税率区分を適用して、軽自動車等の登録のときに取得者に課税するものになります。当分の間は青森県のほうで賦課徴収等を行うこととなっております。

また、一方の種別割の改正になりますが、こちらは従来の軽自動車税のところを名称変更いたしまして、所有に対して課税する部分となります。

今回の改正では、これと同じように環境性能割の創設に係る改正、あと従来の軽自動車税の名称を種別割と改める改正があります。ページで言いますと22ページの80条から30ペー

ジの91条まで、また33ページの附則第15条の2から第15条の6までになります。こちらの箇所につきましては、説明のほうを省略させていただきます。あらかじめご了承ください。

15ページに戻ります。

後ろから6行目、第19条の改正は、住民税において、納期限後に修正申告書の提出または増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するということとする改正になります。こちらの改正と同様に、延滞金の計算期間から一定の期間を控除する改正は、次のページの16ページから22ページまでにわたって記載されております。第43条、第48条、第50条、こちらの部分となります。

16ページにちょっと戻っていただきます。

後ろから4行目、第34条の4の改正は、法人住民税法人税割の標準税率及び制限税率が平成29年4月1日以降に開始する事業年度分から引き下げることに伴い、100分の9.7から100分の6.0に引き下げるものになります。

ちょっと飛ばして、22ページになります。

前から4行目です。第56条及び第59条についてになりますが、こちら独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所について、固定資産税の非課税措置とするための改正になります。

ちょっと飛びまして、30ページにまいります。

後ろから2行目、附則第6条の改正は、セルフメディケーション推進のため、検診や予防接種等を受けている個人を対象として、医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチOTC薬というものですが、こちらのほう医療費控除の特例というのを創設いたしまして、平成30年から平成34年度分までの個人住民税について適用するものになります。

31ページにまいります。

後ろから6行目、附則第10条の2の改正は、わがまち特例による固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものになります。

順に、18項では、認定誘導事業者が取得した公共施設に係る課税標準の特例措置として5分の4を、続いて、10項から14項までは、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置として、順に、10項が太陽光3分の2、11が風力で3分の2、12項が水力で2分の1、13項が地熱で2分の1、14項がバイオマスで2分の1を、続いて、7項になります、こちら津波対策の用に供する公安施設等に係る課税標準の特例措置として2分の1を定めるものになります。

続いて、33ページにまいります。

附則第10条の3の改正は、固定資産税の減額に関する特例のうち熱損失防止改修、省エネ改修というものになりますが、こちらに係ります申請の添付書類について改正するものです。

35ページにまいります。

35ページの後ろから4行目、附則第16条の改正のところになりますが、さきに説明いたしました軽自動車税の環境性能割の創設及び従来の軽自動車税の名称を種別割に改める改正と、あと軽自動車税の排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さなものについて税率が軽減されるグリーン化特例、こちらが28年度取得分も対象とするため、現行の措置を1年延長するものになります。

続いて、39ページになります。

後ろから2行目にまいります。平成26年9月議会で可決いただきました第2条、六戸町税条例の一部を改正する条例の一部改正について説明いたします。

次の40ページにまいります。

附則第5条については、さきに説明しております従来の軽自動車税の名称を種別割に改める改正に伴って改正するものになります。

次は、43ページにまいります。

平成27年9月議会で可決いただきました第3条、六戸町税条例の一部を改正する条例の一部改正について説明申し上げます。

附則第4条については、町たばこ税に関する経過措置になりますが、関連法改正に伴って条項及び様式名等を調整する改正になります。

続いて、45ページからは本改正条例の附則になります。

第1条が、それぞれの改正の施行期日を、飛んで、47ページ前から2行目の第2条は、住民税に関する経過措置について。

次のページ、48ページの第3条は、固定資産税に関する経過措置について。

次が、50ページの第4条が、軽自動車税に関する経過措置について定めたものになります。

最後に、先日消費税増税を再延期すると首相のほうが表示しておりますが、今回の改正の中では軽自動車税等が関連すると思われませんが、今後、地方税法の改正等があると思われまふ。その際にはまた対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、承認第2号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（館 泰之君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり平成28年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書54ページをお開きください。

補足説明資料は22ページ、新旧対照表になります。こちらもご参照ください。

それでは、54ページ、第2条の改正は、関係する省令が一部改正されたことに伴って、課税免除の適用期間を平成29年3月31日まで1年間延長するものになります。

附則としては、この条例は28年4月1日からの施行となります。

以上で、承認第3号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (館 泰之君)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり平成28年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書55ページからで、57ページをお開きください。

説明補足資料のほうは23ページで新旧対照表になります。こちらもご参照ください。

今回の改正ですが、第1条が、六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部改正、第2条が、平成28年3月議会で可決いただきました六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

最初に、第1条、六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、第11条の改正は、議事についての調書を作成する適用条項の表記変更に伴い改めるものであります。

続いて、平成28年3月議会で可決いただきました第2条、六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。

附則第2項の改正は、適用区分についての改正になりまして、固定資産課税台帳に登録さ

れた価格に係る審査の申し出を固定資産価格の決定した公示等に改めるものになります。

58ページは本改正条例の附則になりまして、施行期日を平成28年4月1日とするものです。

以上で、承認第4号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書59ページから62ページとなります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年3月22日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、既定の歳出予算を増減額なしにより調整したものでございます。

それでは、平成27年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の主な内容は、地域支援事業交付金返還金の増額によるものでございます。

事項別明細書の2ページをお開き願います。

歳出の主な項目について説明いたします。

2ページの下段になります。

6款諸支出金に償還金として92万1,000円を増額計上いたしました。これは平成26年度の国・県の地域支援事業交付金の返還金でございます。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

議案書の63ページからになります。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成27年度六戸町一般会計補正予算(第6号)を地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

65ページをごらんいただきます。

第1条第1項では、既定の歳入歳出の総額から139万8,000円減額補正し、補正後の歳入歳出予算額の総額をそれぞれ57億646万2,000円とし、第2項では、款項区分ごとの金額については、第1表、歳入歳出予算補正によるものとしたものでございます。

第2条は繰越明許費の補正について、第3条は地方債の補正について、そして第4条は債

務負担行為の補正について、それぞれ変更内容を別表によるものとしたものであります。

それでは、内容について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。表紙の下に平成28年3月31日と記載のある説明書になります。

まず、歳入から主な部分についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

1款町税、3項軽自動車税では、実績額により減額調整をしております。

2款地方譲与税、それから5ページの3枠目の11款交通安全対策特別交付金までは、歳入が確定したことから、実績額によりそれぞれ増額計上での調整をしております。

5ページ、一番下の12款分担金及び負担金と6ページに移っての13款使用料及び手数料では、実績見合いにより調整をしております。

6ページの下から10ページにかけましての14款国庫支出金と15款県支出金につきましては、事業費との関連において調整をしております。

10ページをごらんいただきます。

一番下の16款財産収入では、実績見合いにより調整をしております。

11ページ、18款繰入金では、3目減債基金繰入金を5,900万円減額計上しました。

20款諸収入につきましては、4項受託事業収入及びその下の5項雑収入ともに、実績に基づき調整したものであります。

12ページ、最後の21款町債につきましては、3目教育・福祉施設等整備事業債と5目全国防災事業債、合わせて2,080万円を減額計上しました。

次に、歳出につきましては、主に事業費等の額確定や実績見込みによる精査を行って予算調整したものであります。

主な項目についてご説明申し上げます。

13ページ、2枠目、2款総務費、1項総務管理費の中ほど5目財産管理費では、学校建設基金積立金に1億2,000万円を追加計上いたしました。

17ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、28節の繰出金において、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計並びに介護保険事業特別会計への繰出金を合計で7,498万2,000円減額計上いたしました。

19ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費の一番下、7目病院費では、国保病院事業特別会計への補助

金8,530万円を増額計上しました。

21ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費の中ほど、3目農業振興費では、繰出金において農業集落排水事業特別会計繰出金を219万円減額計上。

25ページに移ります。

8款土木費になります。4項都市計画費、4目下水道費の下水道事業特別会計繰出金は602万8,000円減額計上しました。

29ページ、最後のページをお開きください。

12款公債費になります。ここは財源充当の変更をしております。これ以外につきましては、主に事業費の確定や実績見合いにより調整したものであります。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (川原 徹君)

議案書の73ページになります。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,264万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,410万5,000円とするものであります。

それでは、主な内容について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税では、項の計で514万7,000円を減額計上いたしました。

4 ページ、4 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、項の計で726万6,000円を減額計上。

5 ページ、同じく2 項国庫補助金では、財政調整交付金のほか項の計で429万3,000円を増額計上。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金では1,600万1,000円を増額計上。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金では46万3,000円を増額計上。

7 款県支出金、1 項県負担金では、高額療養費共同事業負担金のほか6 ページの項の計で77万1,000円を減額計上。同じく2 項県補助金では、財政調整交付金で1,278万9,000円を増額計上いたしました。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金では、高額療養費共同事業交付金のほか項の計で3,097万3,000円を減額計上。

7 ページ、10 款繰入金、1 項他会計繰入金では、事業費の関連で、一般会計繰入金として4,581万1,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

事項別明細書の10ページをお開きください。

2 款保険給付、1 項療養諸費では、項の計で1,804万7,000円を減額計上。11ページ、同じく2 項高額療養費では、項の計で106万円を減額計上いたしました。

続いて、14ページになります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金では、高額療養費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定により、項の計で1,644万6,000円を減額計上いたしました。

以上で、承認第7号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

議案書80ページをごらんください。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成27年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第1号）について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、収入、1款病院事業収益、3項特別利益に入院、外来患者の減少等により合わせて8,530万円を不良債務解消分として一般会計から繰り入れするため増額計上し、総額を6億6,797万5,000円としました。

以上で、承認第8号の説明といたします。

議長 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本君。

11番（山本 実君）

まず、3点ほどお尋ねいたします。

この病院事業につきましては、町民の方々は大変関心を持っている案件の一つであります。と申し上げますのは、病院から診療所に移行するというふうなことがほぼ決まり、そして、事務手続にただいま入っているのかなという感じをいたしております。執行者並びに先ほど病院の事務長、大変元気な声で説明をしていただいたわけでありますけれども、まず、この診療所に引き継ぐというのでしょうか、名称が変わって診療所として再出発する時期はいつごろを想定しているのか、この点。

それから、医師の確保というふうなところが非常に町民の方々が心配をしているところがございます。その見通しについて、医師を確保できる見通しというようなものはあるのかというようなこと。それ相当の努力はしているということは聞いてわかっているわけですが、まず医師の確保は、見通しはどうか。

それから、病院から診療所に移行した場合、変わった場合に、病院と診療所の医療行為そのものは同じようでしょうけれども、大きく変わる部分があるのか。この3点について、まずお尋ねいたします。

議長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまのご質問、3点についてご説明申し上げたいと思います。

時期の想定でございますが、本来は今議会に病院の廃止条例あるいは診療所の設置条例等を提案するべく努力はしておるんですが、なかなか膨大な資料、提出資料等もございまして、思うような状況で手続きのほうが進んでいないことがまず第1点目としてあります。

それと、4月の人事異動等によりまして人がかわっているということ等も踏まえまして、進捗状況が少しスローになっている部分があることは否めない現状でございます。

ただし、病院としての機能、もうこれ以上は無理だというお医者さんお2人のご意見もございまして、とにかくできるだけ早い時期に病院から診療所への移行をしていただきたいという要請は承っておりますので、今後も事務局及び庁舎内で、まだいわゆる移行のためのチームは立ち上げておりませんが、それらチームを立ち上げることも含めまして、今後スピードアップをして移行の時期を皆様にご報告してまいりたいと、そういうふうにご考えております。

それから、医師の確保の現状でございますが、現在の病院のままの状況でありますと、医師の充足はまず極めて困難な状況にあると考えています。これが診療所化になった場合に、診療する科目、そういうふうなものも厳選し、六戸町の診療所はこういう方向に行きますというふうなことがきちんと定まって医師を募集すれば、私は必ずや3人目のお医者さんの確保の状況は生まれるというふうにご考えてございます。これは大変な努力が必要なこともまた当然だとは認識しておりますが、とにかく診療所になって目標を明確にした上で、さらに医師の確保に努めてまいりたいと、そういうふうにご考えております。

それから、病院と診療所の大きな違いということでございますが、病院につきましては、20床以上のベッドを持つものが病院、そして3人以上のお医者さんを確保する、これが法定で定められた病院、さらに20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、それから適正な診療を受けることができる、便宜を与えることを主たる目的として運営されるもの、そういうふうな病院の使命がございます。したがって、患者を入院させるための施設を有しないものは病院とは当然言わないわけでございます。

一方、診療所のほうにつきましては、19床以下のベッドを有するものであって、医師が1名以上と定められているほかに看護師や薬剤師の必要最低人数は定められておりません。こういうふうにご病院と診療所の明確な違いはございます。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

11番、山本君。

11番（山本 実君）

ご丁寧にお大変ありがとうございました。

そういたしますと、これは病院から診療所になっても、この医師が2人現在いるわけであ

りますから、19床以下にして入院患者も受け入れるという考えでいるのか、そこのところをお尋ねしたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現状ではお医者さんが2人でございます。これが19床以下のベッドを有する診療所というふうになった場合、入院患者を受け入れることができるのかどうか。これははっきり言ってできないという可能性が高いと思います。これは、できないというのは、法的にできないわけではございません。2人のお医者さんでも1人のお医者さんでも、診療所であれば入院患者を受けることは可能なんです。お医者さんの過重労働、そういうふうなものから判断しますと、お2人のお医者さんで入院患者さんの対応をするということになりますと、2日に1回の宿直、当直、これが生じてまいります。そうしますと、現行の病院の、現在の2日に1回当直の実態と何ら変わってこない、そういうふうになりますので、診療所に移行した場合、お医者さん2人であれば入院患者は受けることはできないだろうというふうに考えております。

なお、この件につきましては、担当するお医者さん同士が納得して受けようということであれば可能であるということは申し添えておきたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

11番、山本君。

11番（山本 実君）

今申し上げようと思っておりましたけれども、副町長のほうから先にお話をされまして戸惑っているところでありますけれども、つまり過重労働というようなところを申し上げたかったわけでありまして。

いずれにいたしましても、病院、そして診療所になりましても、医師の確保というふうなものは、これは絶対必要なことであるわけでありまして。町民の医療確保のために私たちは町

立病院を設立して運営をしているわけでありますから、そういうふうなこと等々から考えましても医師が不足をしている。その結果、診療所にやむを得ずしなければならないという流れが、これは現実のことであるわけであります。

改めて申し上げますが、この医師確保のためにさらに知恵を出して、汗をかいていただきたい。改めてお願い申し上げたいと思います。

議 長（円子徳通君）

答弁求めますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するこ

とに決定いたしました。

ここで、10分間の休憩をとりたいと思います。

11時10分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩（午前11時01分）

再開（午前11時09分）

議長（円子徳通君）

休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

議案書83ページからになります。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書85ページをごらんください。

平成27年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、第1条になります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億768万7,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において予算調整したものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を602万8,000円減額し、項の計を2億5,461万6,000円といたしました。同じく2項基金繰入金は、基金からの繰入金を

572万9,000円増額し、項の計を1,186万7,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

4ページをごらんください。

1款事業費、1項総務管理費は、執行額を精査の上、37万4,000円減額計上いたしました。同じく2項建設事業費は、負担金を76万5,000円減額し、項の計を1,441万3,000円といたしました。

2款公債費は財源充当の変更であります。

以上で、承認第9号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

議案書の88ページからになります。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書90ページをごらんください。

平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、第1条になります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,431万円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定により予算調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を219万円減額し、項の計を1億2,036万8,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

4ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費は、執行額を精査の上、134万円減額計上いたしました。1款事業費、2項建設事業費は、同じく執行額を精査の上、85万円減額いたしました。

以上で、承認第10号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書92ページから96ページとなります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

94ページをごらんください。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,478万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億771万6,000円とするものであります。

それでは、平成27年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、主に保険給付費の実績見込みの精査に基づき、歳入歳出予算額を調整したものでございます。

事項別明細書3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料では、実績見込みに基づき1,818万7,000円を増額計上いたしました。

4ページから5ページにかけましての5款国庫支出金、6款支払基金交付金、7款県支出金及び9款繰入金につきましては、保険給付費及び事業費との関連において、それぞれ減額または増額調整をしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、給付費の実績見込みに基づき減額調整をしております。

10ページの中段になります。

4款基金積立金では、介護保険財政調整基金積立金を1,546万6,000円増額計上いたしました。

5款地域支援事業費では、事業費の実績見込みに基づき減額調整をしております。

以上で、承認第11号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (川原 徹君)

議案書の97ページからになります。

承認第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

今回、平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億364万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において調整したものであります。

まず、最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

3款繰入金、1項繰入金では77万円を減額計上。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金では2万9,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費では77万1,000円を減額計上し、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では2万9,000円を減額計上いたしました。

以上で、承認第12号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第16 承認第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

議案書の101ページからになります。

承認第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の平成27年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ907万7,000円とするものであります。

それでは、主な内容について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

第1款使用料及び手数料、第1項使用料では5,000円を増額計上し、第3款繰入金では、一般会計繰入金を21万5,000円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の4ページをお開きください。

第1款事業費、1項総務管理費で21万1,000円を減額計上いたしました。

以上で、承認第13号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第17 議案第32号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第32号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書105ページから108ページとなります。あわせて補足資料23ページから25ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正内容は、厚生労働省令の基準の改正により、文言の追加をするものでございます。

内容につきましては、第70条及び第92条に、「（以下この節において『運営規定』という）」を追加し、第111条第6項の表に、通所介護事業所のうち利用定員18名以下の施設として新設された「指定地域密着型通所介護事業所」を追加するものでございます。

附則につきましては、施行及び適用の期日を定めたものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

5番、高坂君。

5番（高坂 茂君）

議案書の107ページの111条、18名以下の指定地域密着型通所、これが加えられたということでしょうかけれども、実際当町でそういった事業を実際やっているのか。

それから、通所であれば送り迎えということ、事業所については送迎用でやっていると思

います。実態、こういった厚生労働省からの通達になっているのか、そういったところ、具体的に説明いただければと思います。

議長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回新設されました利用定員18名以下の施設の指定地域密着型通所介護事業所でございますが、六戸町管内には現在ございません。それで、今までは通所介護事業所ということで1本で区分されていたんですが、それが18名以下の施設と19名以上の施設ということで厚労省のほうで区分が変更されたものであります。

以上です。

議長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第33号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (外山昌彦君)

議案第33号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書109ページから112ページとなります。あわせて補足資料25ページ後段から27ページもごらんくださるようお願いします。

今回の改正内容は、厚生労働省令の基準の改正により、字句の改正及び文言の追加をするものでございます。

内容につきましては、第39条第1項の「聞く」を「聴く」に改正し、第44条第6項の表に、通所介護事業所のうち利用定員18名以下の施設として新設された「指定地域密着型通所介護事業所」を追加するものでございます。第86条の準用規定につきましては、第39条の下に「(第5項を除く。)」を追加するものでございます。

附則につきましては、施行及び適用の期日を定めたものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第34号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第34号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書113ページから115ページとなります。あわせて補足資料27ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正内容は、要介護状態となることの予防等を行う地域支援事業の各事業の実施時期を変更するため改正するものでございます。

内容につきましては、附則第8条第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を平成28年4月1日から平成29年4月1日に変更し、同条第2項は在宅医療・介護連携推進事業、同条第3項は生活支援体制整備事業、同条第4項は認知症施策推進事業の開始時期をそれぞれ変更するものでございます。

附則につきましては、施行及び適用の期日を定めたものでございます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第35号 平成28年度六戸町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

議案書の116ページになります。

議案第35号 平成28年度六戸町一般会計補正予算(第1号)については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,175万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億5,775万4,000円とするものであります。

事項別明細書に基づきご説明申し上げます。表紙の下に平成28年6月とある説明書になります。

最初に、歳出の主な部分についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、2款総務費では、1項総務管理費、7目企画費に、コミュニティ助成事業の補助金で429万9,000円を増額計上。次に、2款総務費、2項町税費、1目賦課徴収費に、航空写真撮影関連の業務委託料623万2,000円を増額計上。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に、臨時福祉給付金関連経費ほかとして、次の6ページにかけて、項の計で2,614万4,000円を増額計上。同じく、6ページ中ほどの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、大曲小学校なかよし会学童保育所増築実施設計業務の委託料232万6,000円を増額計上。

6款農林水産業費、1項農業費では、7ページ中ほどの3目農業振興費に経営体育成支援

事業及び青年就農給付金の補助金として783万5,000円を増額計上。

8ページになります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、住宅跡地等の土地境界確定測量及び土地分筆登記事務ほかの委託料として225万1,000円を増額計上。同じく8款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費では、館野団地内の住宅改修の追加工事費として50万8,000円を追加計上。

次の9款消防費、1項4目災害対策費には、4月中旬の強風による災害への職員対応により当初予算計上分の時間外手当がほぼ支出されたことから、今回20万円追加計上するものがあります。

9ページになります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、旧柳町小学校の環境改善工事として木の伐採等の費用と、それと小学校配膳室に防犯カメラ設置工事費用として合わせて97万4,000円を増額計上。同じく10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費では、文化ホールにおいて、3月の消防点検で指摘された故障箇所の修繕費用として44万3,000円を増額計上するものであります。

続いて、歳入につきましてご説明いたします。

3ページにお戻りください。

今回の補正の財源といたしましては、14款国庫支出金、2項国庫補助金に、臨時福祉給付金給付事業補助金で2,598万2,000円増額計上。

15款県支出金、2項県補助金には、1目総務費県補助金に、未来を変える元気事業の補助金283万6,000円を減額計上したほか、その下の4目農林水産業費県補助金に、経営体育成支援事業費補助金ほかで802万2,000円を増額計上。

次の19款繰越金には、前年度繰越金1,628万7,000円を増額計上し、20款諸収入には、コミュニティ助成事業交付金の内示により429万9,000円を増額計上しました。

以上で、議案第35号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

6番、下田君。

6 番（下田敏美君）

補正予算を含めての28年度予算についての関連質問ですが、町長にお伺いします。政府は公共事業の8割を9月までに契約を済ませると言うことを言っています。理由は何かと云えば、景気の底上げをするということですが、町の事業もそのように倣っていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

国がそうであるというようなお話は伺っておりますが、私どもの町といたしましては、準備が整い次第やってまいりますので、9月までに済ませるとかという線引きはしてはおりません。できるだけ予算化したもの、そういう事業は早く実施するという心構えでやっておりますので、片づき次第やっていこうかと、どんどん進めていこうというふうに思っておりますので、国が9月というから六戸も9月というふうには思っておりませんが、ただ、その考え方に準じながら我々もやっていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

議 長（円子徳通君）

6番、下田君。

6 番（下田敏美君）

今町長の一言を踏まえて、事務方のトップである副町長にお伺いしたいと思います、決意のほどを。

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

決意のほどをとということですが、事務方のほうにハッパをかけて、できるだけ国の基準を達成できるように、9月末までに八十何%でしたか、その目標を達成できるようには見ていきたいと考えております。

議 長（円子徳通君）

6番、下田君。

6 番（下田敏美君）

今、副町長の力強い言葉をいただきました。私も道路で町民に会ったら、副町長が力強い言葉を言ったよということを報告したいと思います。

以上で質問を終わります。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

小学校費の中で、配膳室の防犯カメラ、先般の異物混入のための防犯カメラだと思いますけれども、あれから原因が特定されていないということだと思います。そして、またさすれば偶然だったかもしれないわけですが、どうしてまた小学校のこの配膳室に防犯カメラを設置するのか。ここで事件が、事件か事故かわかりません、起きたということですが、中学校もあります。配膳室というのは小学校だけでしょうか。そのルートもあるし、その辺を踏まえて、この小学校の配膳室の根拠というものをちょっとお聞かせ願えればと思います。

議 長（円子徳通君）

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

なぜ小学校だけなのかという質問なんです、異物混入の事案が発生して以降、各学校の

配膳室には大人複数人の体制で安全管理をしていただいております。その際、小学校の職員
の人数が少ないということで、複数の体制による安全管理は非常に負担を強いられていると
いう状況です。中学校につきましては、教職員に余裕がございますので、今回は小学校3校
だけの対応と考えております。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

そうすれば、偶然入った時点は、この小学校の管理体制が甘かったということですね。
中学校のほうは万全だったと理解してもよろしいでしょうか。

議 長（円子徳通君）

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

甘かったということではなくて、異物混入以降各学校には、教育委員会としては大人複数
で安全管理を行ってくださいという対応でお願いしておりました。ただ、小学校の教員数が
少ないことから、管理体制をとるのは非常に厳しいということで、今回小学校にカメラを設
置するというところでございます。

以上です。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

わかったような、わからないような。こういうことが偶然だったかもしれないという、風
に飛んできて入ったかもしれないということもあり得るわけでございますので、結果的にこ

の小学校のここに入ったということは現実でございますので、今後とも気をつけていただきたいと、こう思います。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

12番、苫米地君。

12番（苫米地繁雄君）

10款教育費、1目の小学校費でございますが、97万4,000円補正されております。旧柳町小学校の環境改善工事、こうなっております。きっと県道の歩道に出ているこんな大きい木のことかなと思うんですが、だとすれば、あれは県道ですから、県のほうで伐採するのが本当かなというようなことを感じるわけですが、そのほかにもまたあれば、それにこしたことはないわけですが、町であれをやらなければならないものなのかなと。何のために今まであれが伐採されないであったのかというのも、ちょっと疑義を感じるわけでございます。

それと、旧小学校でございますが、今は投票所とかそうしたものに使われているわけでありまして、将来は恐らく壊すことになるだろうと思いますが、今現在使われているあの状況を見ると、屋根の補修をするなり、あるいはペンキを塗るなりしなければ、もう到底そういう場所として使われないのではないのかなという感じを受けました。コミュニティーセンター等もあるわけですから、そちらのほうにそうした投票所を設けて、壊すならば、これは早急に壊したほうが良いのではないかと思っております。

それと、これに関連してでございますが、きのう一般質問で種市議員からも出ておりましたが、不法投棄の仮置き場、昭陽小学校の跡地と言いまじょうか、敷地の中に捨てられておるといふよりも置かれている。言ってみれば、立ち入り禁止という札は立っていますけれども、あそこは仮置き場として指定されてある場所なのか。それで、もしされているとすれば、一般の方々が入れないように施錠をして管理をしていかなければ、誰でも持って行って、物を置いてこられるという状況に今あるわけです。ごみ屋敷というのは南町のほうにありますけれども、まさか町の施設の周りをごみ屋敷になるというわけにはいかないものだと。この辺なぜあそこが指定されているのか、そしてなぜ施錠をかけていないのか。

結局、この前は町民課長が答弁していましたから、町民課でこれを管理しているのか。し

かし、あの校舎の中を見ると資材等を保管している。そうすると、これは総務課のほうの管理ではないのか。でも、これを見ると教育費として載ってくるわけですから、教育委員会のほうでこれを管理しているのか。この辺をまずお伺いしたいわけです。

それと、もう一つ町民課長から聞きたいんですが、少しずつごみを運んでいくと金がかかる、だから少しためてから持って行きたいんだという話、答弁をされていましたがけれども、じゃ何トンぐらいたまればこれは運ぶつもりなのか。あるいは、また1年なら1年間置かせて、それをためて処分しようとしているのか、その辺もご答弁願いたい、聞いてみたい、こう思っております。

それと、施設の周りです。町の一応まだ施設になっているわけです。耐震の検査もまだ受けていない。その中に町の資材とか、資料は入っているかどうかわかりませんが、重要なものを保管するというのは、私はそれでいいのかという感じもしますし、町長も副町長も現状を見ているかどうかわかりませんが、今行ったらちょっと怖くて、あの中に入って行こうという勇気が必要です。入って行こうという勇気が必要なぐらい周りが草がぼうぼうとしている。あれはきっちりと年に二、三回草を刈って、ああやっぱり町の持ち物、施設は違うなどというようなものを町民に、あるいは他町村の方々に見させておくのも一つではないかと、このように思いますが、この3点、答弁願いたいと思います。

議長（円子徳通君）

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

それでは、私のほうからは、柳町小学校の環境改善工事の内容についてご説明いたします。

こちらにつきましては、先ほど苦米地議員がおっしゃった歩道にある木も対象となっておりまして、それ以外にも西側の桜の木が枯れている部分と、あとその部分が危険だということと生きている桜も害虫が発生するということで、民家が隣接してありまして、そちらが畑に影響を及ぼすということで、全て伐採するということで考えてございます。

あと、県道で、県の処理の対象になるのかという部分なんですけど、県に問い合わせたところ、道路の工事の際に不要であれば、もうどうの昔に切っていると。当時、記念樹か何かで残したのではないかという話で、それ以降の処理につきましては、町の対応となりますということで回答をいただいております。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

一時的な仮置き場の問題ですけれども、あくまでも一時的な仮置き場ということで教育委員会さんをお願いいたしまして置かせていただいているという状況でございます。その状態が、結局多少多いんじゃないかということなんですけれども、搬出に関しましてある程度分別しまして、トラックで持って行かれる分で、施設の処分となりますので、タイヤならタイヤということで運搬をしながら搬出しているという状態なので、何トンで処分するという規定は、基準は今設けていませんけれども、トラックで運べる量で1回ずつ運んでいるということになっております。

あと、鍵の問題ですけれども、当初からチェーン、鍵を買わなければならないということ、今後早急にこちらのほう対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

もう一点、柳町小学校の屋根の塗装の件でございますが、地元のほうから非常に見苦しいと、屋根の塗装をしてほしいという要請が教育課のほうからはございました。そのときの打ち合わせでは、旧学校施設全体をこれからどう考えていくんだろうと。これを地域の中でやっぱり話し合って、その上で使う目的が明確になって、安全が確保できるようなことであれば、あの屋根の塗装等も考えていくことは可能だけれども、現状では、やはりそれをやって使う用途が本当にあるんですかということは今、教育課のほうにはそういうお話はしてあるんですが、具体的にそのことを集落、地域と協議をしてまいりたいと思っております。

議 長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

昭陽のことなんでありますが、今お話聞いて、現状というのを私、実は正直申し上げてわかりませんでした。前に一般質問でそのように使っているというのを聞いたわけですが、実際の誤解されるようなこと、そして町の町有地であること、元小学校の敷地であること、それを考えますと、ちょっと安易な運用の仕方かなというふうに思っておりますので、しっかりと除草等も含めて、鍵の話等もありましたが、そこに置くのであれば置くの対応という中でやらせるように、今後早急にやりたいというふうに思っております。

議長（円子徳通君）

12番、苫米地君。

12番（苫米地繁雄君）

町長の答弁でもう何も聞くことはございませんけれども、今、町の資材の格納庫みたいになっているわけなんです、やはりあと補助金の関係であれを壊すというわけには今はいかなないわけでしょう。手をかけられないわけです。

だとすれば、耐震検査を受けて、あるいは耐震性に耐えるようなものに手を加えて、資材置き場にするなり、あるいは資料庫にするなりしていけば、十分活用できる施設ではないかと。まだまだ何かの会議でもできるような施設であるというように見ておりますけれども、その辺どうでしょうか。耐震検査を受けて再度また住民が使えるような、あるいは町で堂々と使えるような施設にするという考え方はありますでしょうか。

議長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

かつては昭陽館ということで、コミュニティーといいますか地域活動の拠点として利用していたわけですが、その後、今おっしゃられたような物を置くような、倉庫のような形の利用ということになっております。実際は閉校になって以来、相当あのような形の利

用が主であったのかなど。体育館の床を抜いて土の状況にしてみたり、いろいろやってきたんだなというふうに思っております。倉庫を含めて、物をあそこに置いたという概念がどうであったのかからちょっと反省いたしまして、どのように処理、対応していくのかを、それに関しましても考えてみたい。耐震的な意味というのは、目的が定まれば考えますが、そうでなければはっきり廃校の建物というふうになりますので、どのようにするかを公有財産という、委員会を含めて内部でもって検討してまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

12番、苫米地君。

12番（苫米地繁雄君）

ごみの処分ですが、適時に処分したほうがいいかと思えます。それと、管理もやっぱり綱張ったほうがいいのではないかと。あれ、誰でも行って物置いてこられるなという感じがします。どうぞごみ屋敷にならないように頑張ってください。

以上です。

議 長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 平成28年度六戸町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第36号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(川原 徹君)

それでは、議案書の110ページになります。

議案第36号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ579万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,936万2,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の主な内容につきましては、国保システムの改修及び国保事業実施のための委託料の増額によるものでございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金に、財政調整交付金として579万1,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費に、一般管理費として579万1,000円を増額計上いたしました。これは、県と情報連携のための国保システムの改修及び厚生労働省方針に基づく事業で、検診やレセプトなどの健康医療情報をもとに分析し、加入者の健康状況に即した健康保持増進のための計画書を作成し、より効率、効果的に食生活改善や運動の奨励、特定健診受診へ勧奨等の事業実施を行うヘルスアップ事業費計上によるものであります。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

議長 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第37号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

それでは、議案第37号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書の121ページになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,548万9,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、農業集落排水使用料116万9,000円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費では、事業費に修繕料として116万9,000円を増額計上いたしました。これは、農業集落排水汚水処理場の積算記録計にふぐあいが生じているため、交換、修繕するものであります。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第38号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (外山昌彦君)

議案第38号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案書123ページから124ページとなります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,123万6,000円とするものであります。

それでは、平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の主な内容は、介護予防事業の送迎用車両の借り上げ料の増額によるものでございます。

事項別明細書3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料に、第1号被保険者保険料として206万9,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出について説明いたします。

4ページをお開き願います。

5款地域支援事業費、2次予防事業費として206万9,000円を増額計上いたしました。これは、通所型介護予防事業参加者の送迎用車両の借り上げ料でございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 追加提出議案の上程を議題といたします。

本定例会に町長より、議案第39号が追加提出されました。

お諮りいたします。

町長より追加提出のあった議案第39号を上程することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、これを上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田 豊君)

今議会に提案いたしました報告3件、承認12件、議案7件につきましては、ご承認、ご決議を賜りましたこと、感謝とお礼を申し上げます。

それでは、早速ではございますが、追加提案いたしました議案について申し上げます。

議案第39号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、六戸町小型動力ポンプ付積載車購入について、購入契約を締結するため提案するものであります。

以上、追加提案いたしました案件についてご説明申し上げますが、議案の詳細について

は担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご承認、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

議 長（円子徳通君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第25 議案第39号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第39号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、次のとおり財産を取得するための購入契約を締結するものであります。

なお、別冊の補足資料28ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

取得する財産、六戸町小型動力ポンプ付積載車1台。

契約金額、1,285万2,000円。この金額は消費税を含む金額でございます。

契約の相手方、住所、青森市栄町一丁目12番1号、会社名、有限会社丸栄消機、代表者名、代表取締役、天内幹夫。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 陳情第1号 安全・安心の医療・介護の意見書を求める陳情を議題といたします。

審査を付託してありました産業民生常任委員会の委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告を求めます。

5番、高坂君。

5 番 (高坂 茂君)

産業民生常任委員会委員長報告いたします。

陳情第1号 安全・安心の医療・介護の意見書を求める陳情については、産業民生常任委員会に付託されたところであります。

当委員会では、その付託を受けて去る6月10日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

陳情の要旨は、医療・介護従事者等の労働環境の改善、医療及び介護従事者の確保を目的とした安全・安心の医療・介護を求める意見書を国へ提出するよう陳情するものであります。

審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会としましては採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業民生常任委員会委員長報告といたします。

議 長（円子徳通君）

ただいまの報告について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、採択とすることに決しました。

追加提案の準備がありますので、ここで1分間だけ休憩いたします。

休憩（午後 0時26分）

再開（午後 0時27分）

議長（円子徳通君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

先ほどの陳情第1号の採択に関連して、産業民生常任委員会の委員長から、発議第1号 安全・安心の医療・介護を求める意見書提出についてを追加提案したい旨申し出がありました。

お諮りいたします。

追加のありました発議第1号を本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号を追加日程第27として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第27 発議第1号 安全・安心の医療・介護を求める意見書提出についてを議題といたします。

提出者であります高坂茂産業民生常任委員長から提案理由の説明を求めます。

5番、高坂茂君。

5番（高坂茂君）

それでは、安全・安心の医療・介護を求める意見書提出について、提案理由を申し上げます。

後期高齢者の増加による要介護高齢者の増加、医療の高度化・患者のニーズの多様化などにより、医療・介護従事者の労働環境が依然として厳しい実態にあり、離職者の増大で深刻な人手不足となっている現状です。

そのため、看護職及び介護従事者などの労働環境の改善や医療及び介護従事者の十分な確保は喫緊の課題であることから、安全・安心の医療・介護を実現するため、夜間・交代制勤務を行う看護職及び介護従事者などの労働環境の改善を図り、医師、看護職及び介護従事者などの十分な確保策を講じることが求められています。

以上の趣旨から、安全・安心の医療・介護を実現するため、国に強く求めていただきたく、

本案を提案した次第であります。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げまして提案理由といたします。

議 長（円子徳通君）

提案理由の説明が終わりました。これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 安全・安心の医療・介護を求める意見書提出については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。
これもちまして、平成28年第2回六戸町議会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会（午後 0時32分）